

5 赤潮の発生状況

表 5-3 赤潮による漁業被害一覧（平成 28 年）

番号	赤潮発生期間 (日数)	発生海域 (府県名)	漁業被害の 期間・水域	被害内容（魚種・へい死尾数(尾)）	被害金額 (千円)	赤潮構成プランクトン (最高細胞数)	
①	1/12 ~ 6/24 (165)	豊後水道 (大分県)	2月末 猪串湾	養殖魚介類 カンパチ 200 kg カワハギ 200 kg	不明 不明	<i>Cochlodinium polykrikoides</i> (2,500 cells/ml)	
②	3/29 ~ 7/22 (116)	豊後水道 (大分県)	3月末 入津湾	畜養魚介類 サザエ 140 kg	不明	<i>Karenia mikimotoi</i> (28,300 cells/ml)	
			4月末~7/22 入津湾	養殖魚介類 トラフグ、ヒラメ、 カワハギ等 100,000	不明		
				養殖魚介類 マサバ、イサキ等 50,000	不明		
			天然魚介類 アワビ、サザエ 不明	不明			
③	4/27 ~ 4/30 (4)	豊後水道 (高知県)	4/29 宿毛湾	養殖魚介類 シマアジ 30	45	<i>Heterosigma akashiwo</i> (457,900 cells/ml)	
④	5/2 ~ 5/11 (10)	豊後水道 (高知県)	5/9 宿毛湾片島 出荷場周辺	養殖魚介類 シマアジ 20	30	<i>Cochlodinium polykrikoides</i> (597 cells/ml)	
⑤	6/7 ~ 6/28 (22)	豊後水道 (大分県)	6月 蒲江湾	天然魚介類 トコブシ 不明	不明	<i>Karenia mikimotoi</i> (7,500 cells/ml)	
⑥	6/8 ~ 6/29 (22)	周防灘 (山口県)	6/8 防府市牟礼漁港	畜養魚介類 マダイ 50	不明	<i>Heterosigma akashiwo</i> (26,267 cells/ml)	
⑦	6/14 ~ 6/19 (6)	紀伊水道 (和歌山県)	6/14~6/19 田辺湾白浜町 堅田地先	養殖魚介類 イサキ 約3,000 マアジ 約50	500	<i>Karenia mikimotoi</i> (2,956 cells/ml)	
⑧	6/28 ~ 7/26 (29)	周防灘 (山口県)	7/12 徳山湾・笠戸湾	畜養魚介類			<i>Karenia mikimotoi</i> (18,550 cells/ml)
				トラフグ(1年魚) 20 kg	不明		
				トラフグ(2年魚) 約20	不明		
				漁獲物又は蓄養魚介類 畜養小型ブリ 20	不明		
			ベラ、アナゴ、タコ 不明	不明			
⑨	6/30 ~ 7/1 (2)	大阪湾 (大阪府)	7/1 田尻町から岬町 にかけての沿岸域	蓄養魚介類 海上釣堀 シマアジ、カンパチ ヒラマサ、ブリ	不明	<i>Heterosigma akashiwo</i> (204,000 cells/ml)	
⑩	7/1 ~ 7/25 (25)	周防灘 (大分県)	7月 周防灘	天然魚介類 アワビ、サザエ 不明	不明	<i>Karenia mikimotoi</i> (125,000 cells/ml)	
⑪	7/4 ~ 7/26 (23)	周防灘 (山口県)	7/4 宇部市港町	蓄養魚介類 ハモ、カザミ類 不明	不明	<i>Karenia mikimotoi</i> (10,110 cells/ml)	
⑫	7/11 ~ 8/12 (33)	備讃瀬戸 (岡山県)	7/11~7/28 黒崎地先、笠岡 地先	漁獲物又は蓄養魚介類 定置網(魚種不明) 不明	不明	<i>Chattonella antiqua</i> (168 cells/ml) <i>Chattonella marina</i> (83 cells/ml) <i>Chattonella ovata</i> (222 cells/ml)	
⑬	7/13 ~ 10/12 (92)	安芸灘 (広島県)	7/28~8/1 大竹市阿多田島	養殖魚介類 ハマチ(3年魚) 4,597	23,444	<i>Chattonella</i> spp. (84 cells/ml)	
⑭	8/26 ~ 9/21 (27)	豊後水道 (大分県)	9月上旬 入津湾	養殖魚介類 トラフグ 不明	不明	<i>Karenia mikimotoi</i> (1,700 cells/ml) <i>Chattonella</i> sp. (1,700 cells/ml) [※被害は <i>Karenia</i> <i>mikimotoi</i>]	

注) 1. 出典では瀬戸内海に含まれているため、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象地域外についても記載した。

2. 湾・灘の区分は「瀬戸内海の赤潮」に準ずる。

出典：「瀬戸内海の赤潮」（水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、平成 29 年 5 月）